

# 「若者ボランティアに関する意識啓発業務」に係る 業務委託契約の企画提案書 募集要領

## 1 目的

若者（特に15歳～24歳）が日常的に取り組んでいる地域清掃や献血はもとより、探求活動や地域活性化に関するイベントの運営等もボランティアであることへの理解を促し、ボランティアが身近な行動であるとの認識を醸成するとともに、若者一人ひとりが自身の行動をボランティアとして意識するきっかけを創出することを目的とする。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

若者ボランティアに関する意識啓発業務

### (2) 業務内容

別紙「若者ボランティアに関する意識啓発業務委託」仕様書(以下、仕様書)のとおり。

### (3) 委託契約金額の上限

1,617,000円（消費税および地方消費税を含む。）

### (4) 履行期限

契約締結日から令和8年10月31日まで

## 3 参加申込書の提出

### (1) 参加申込書の提出

企画提案に参加する者は、次により企画提案参加申込書を提出すること。

① 提出期限	令和8年4月20日（月）17時まで（必着）
② 提出方法	持参の場合は、土・日、祝日を除く9時～17時に持参すること。 郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること。
③ 提出先	10 問合せ、書類提出先に同じ。
④ 提出書類	(1) 企画提案参加資格誓約書（様式2） (2) 企画提案参加事業者の概要、事業内容、運営体制等が分かる書類（会社案内等） (3) 直近2期分の決算報告書（貸借対照表および損益計算書）の写し (4) 福井県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の滞納がない旨の証明書の写し (5) 商業登記簿謄本の写しまたは登記事項証明書の写し (6) 競争入札参加資格審査申請書の写し（福井県の競争入札参加資格を有していない場合）
⑤ 提出部数	1部
⑥ その他	参加申込書提出後に、企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案を辞退しても、今後、当該辞退による不利益な取扱いはしない。

### (2) 応募資格審査の結果通知

上記（1）により企画提案参加申込書を提出したものについては、応募資格要件を審査し、その結果を令和8年4月22日（水）までに通知する。

#### 4 質問および回答

本業務に関する質問は、質問票（様式3）により、令和8年4月20日（月）17時までに福井県県民協働課あて、電子メールにて提出すること。

質問に対する回答は、令和8年4月24日（金）までに、電子メールにより参加者全員に対し通知する。ただし、軽微な質問については、口頭により回答する場合がある。

#### 5 企画提案書の提出

① 提出期間	令和8年4月27日（月）17時必着
② 提出方法	持参の場合は、土・日、祝日を除く9時～17時に持参すること。 郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること。
③ 提出先	10 問合せ、書類提出先に同じ。
④ 提出書類	企画提案書（A4サイズ、様式は任意（白黒、カラーどちらも可）） 記載事項については別紙1「若者ボランティアに関する意識啓発業務委託 企画提案書記載項目」と相対できるよう整理して記載してください。
⑤ 提出部数	正本1部、副本3部（紙および電子データで提出してください。）
⑥ その他	提出後における企画提案書の追加および変更は認めない。

#### 6 委託先候補者の選定等

##### (1) 選定審査の実施

「若者ボランティアに関する意識啓発業務委託」選定委員会（以下「委員会」という。）において、次項に記載の基準に基づき対面による書面審査を実施して委託先候補者を選定する。

書面審査は、令和8年4月28日（火）から令和8年5月8日（金）の間を予定しており、詳細は企画提案書を提出した者（以下「提案者」という。）に別途通知する。

##### (2) 評価基準

審査項目	審査基準等	配点
ボランティアに関する意識啓発の動画作成・広報	・日常的な行動がボランティアであることを、実例を用いて一貫して伝えているか。	15
	・媒体の特性に応じて、尺や投稿頻度・タイムライン等を適切に設計しているか。	15
	・効果を測る指標を設定し、その結果を活かして改善する考え方が示されているか。	20
意識啓発用チラシ・ポスターの作成・掲示	・チラシ・ポスターの要件を満たし、デザイナー等十分な実績のある者が関与しているか。 ・若年層に適した表現で、視認性・行動喚起・サイト誘導に配慮されているか。	20
	・掲示対象の選定から設置、期間・枚数、配置計画までが具体的かつ効果的に整理されているか。	10
全体スケジュール	・チラシ・ポスター制作や、動画制作・配信開始時期が整理されているか。	10
見積金額	・適正な見積額となっているか。	10

### (3) 審査結果の通知

審査結果については、採否にかかわらず提案者全員に書面にて通知する。なお、審査結果の異議申し立ては受け付けない。

## 7 契約の締結

福井県は、委託先候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行う。協議が整った場合に、委託先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

また、次の場合には、県は契約締結を取り消す場合がある。

- (1) 委託先候補者として選定されたものが、契約の締結に応じないとき
- (2) 財務状況の悪化等により事業の履行が確実でない恐れがあるとき
- (3) その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または著しく不適當となるような事情が生じたとき

## 8 再委託

本委託業務の全てを再委託することはできない。ただし、必要に応じ一部を再委託する場合、福井県に協議のうえ、その承諾を得ること。

## 9 その他

- (1) 提出された企画提案書は返却しない。また必要に応じて複写を行う場合がある。
- (2) 書面審査に係る費用を含む本企画提案に係る一切の費用は提案者が負担する。
- (3) 提出期限後における応募書類の再提出、差替えは認めない。
- (4) 提案者の名称や審査結果の概要等については福井県のHP等で公開する場合がある。また、福井県民等から福井県情報公開条例に基づき情報公開の請求があった場合、企画提案書等（個人情報を除く）を公開することがあるので、そのことを承知の上で応募すること。

## 10 問合せ、書類提出先

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

福井県未来創造部県民協働課（担当 松井）

電話 0776-20-0237

FAX 0776-20-0652

電子メール kenmin-kyodo@pref.fukui.lg.jp

（土・日・祝日を除く、9時から17時まで）